

令和7年度「指導者派遣事業・ICTを活用した指導者派遣事業」実施要項

1 趣旨

この事業は、都内の地域スポーツクラブ（都内区市町村が東京都に届出した地域スポーツクラブ。以下「クラブ」という。）の設立及び活動の支援を目的として、クラブ及び区市町村等の申請に基づき、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「本協会」という。）が各分野の指導者を派遣し、クラブの設立や運営、活動内容について、指導・助言を行うことで、クラブの設立支援及び活動の充実に資するものとする。

2 対象事業の内容

本事業の申請対象となる事業は、次のものとする。

- （１）支援アドバイザー事業を利用している団体等が主催するクラブ設立のための事業
- （２）クラブの活動内容を充実させるための事業

例）クラブ主催の講習会

クラブ主催のスポーツ教室（都内区市町村との共催を含む。）

地域のスポーツニーズ調査・リサーチのための事業

- （３）ICTを活用した遠隔による指導を行う事業

※ただし、都民参加事業、シニアスポーツ振興事業の補助金が交付されている事業は除く。

3 対象団体

- （１）クラブ設立のための事業

ア 都内区市町村等

イ その他、本協会が認める団体

※ア・イとも、設立に向け「支援アドバイザー事業」を活用した団体を原則とする。

- （２）クラブの活動内容を充実させるための事業

クラブ

4 指導者（講師）の要件

- （１）公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格保有者
- （２）その他、本協会が認めるスポーツ指導者及び関係者

5 事業規模等

- （１）指導者（講師）への謝金は、別紙1「地域スポーツ振興担当事業 謝金支払基準表」を適用する。ただし、申請事業の規模及び形態等によりこの規定によりがたい場合には、別途協議する。
- （２）指導者（講師）への謝金は、1クラブ1回当たり原則 100,000 円を上限とし、年間を通して1クラブ当たり原則 150,000 円を上限とする。ただし、申請事業の規模及び形態等によりこの規定によりがたい場合には、別途協議することとする。
- （３）クラブへの派遣回数は、2回/年を上限とする。
- （４）同時に同対象に複数種目を実施する場合は、種目ごとに指導者（講師）を派遣することができるものとする。
- （５）指導者（講師）を派遣するに当たり、種目の特性や安全性を考慮し、申請時の参加対象者数

が15人(目安)を超える場合や本協会が認める場合は、複数人員を派遣することができるものとする。

- (6) ICTを活用する場合は、2か月間(1か月間も可)に10回の動画撮影による指導アドバイスを受けることができる。

6 事業実施期限

令和8(2026)年3月31日

7 事業実施について

(1) 申請

クラブは、様式1の申請書にて本協会へ提出する。なお、申請内容のうち、講師について、以下のいずれかに該当する期間内での提出とする。

- ① クラブ側で指導者(講師)の特定を行っている場合は、事業実施の2カ月前まで
- ② ①に拠らず、実施内容に沿った指導者(講師)の派遣を依頼する場合は、事業実施の4カ月前まで

(2) 講師選定

クラブの実施予定内容に沿う講師を4により本協会が選定する。

(3) 講師決定

講師依頼を本協会より講師へ送付する。必要に応じて講師所属団体への依頼も同様に行う。また、申請クラブへは講師依頼ならびに決定通知を本協会より通知する。

(4) 報告

クラブは、事業実施後14日以内に様式2の報告書にて本協会へ報告書を提出する。

(5) 謝礼金支払い

クラブからの報告を受け、本協会から講師の指定口座へ謝礼金の振込を行う。

(6) その他

講師決定後、指導者(講師)とクラブ間の事業に向けた調整、打合せ等は本事業の謝金支払い対象としない。

(7) 指導者派遣に要する旅費

島しょ地区への指導者派遣に要する旅費及び、他の道府県から指導者を派遣する場合は、本協会の負担とし、「公益財団法人東京都スポーツ協会役職員等旅費規程」に準じることとする。ただし、この規定によりがたい場合には別途協議する。

様式

「指導者派遣事業」実施申請書 様式1

「指導者派遣事業」実施報告書 様式2